

# 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業運営団体の選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少により介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護施設における介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、多様な担い手による生活支援体制の構築や高齢者自身の社会参加等が求められている。

これらの問題を同時に解決することを目指し、市内の通所介護施設等が各々で行っている送迎業務の共同化による介護職員の負担軽減と人材確保、及び送迎車両の有効活用による高齢者の移動課題解消に向けた検討を行うため、本事業の通所介護施設等共同送迎実証実験において運行管理の実施主体となり、かつ高齢者移動支援の試行を企画する運営団体を公募する。

## 2 業務概要

- (1) 件名 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業
- (2) 業務内容 通所介護施設等共同送迎事業及び高齢者移動支援施策の実施
- (3) 業務期間 運営団体決定日から令和6年3月31日

## 3 選定団体への補助内容

### (1) 補助金の額

補助対象経費の10分の10以内 限度額 500万円

※1 別途「野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業運営団体補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を確認すること。

※2 交付決定の金額が採択団体の補助上限となる。

### (2) 対象経費

補助対象経費の内容	補助対象経費の例
人件費・賃金	事業の目的達成のために必要な職員雇用経費、アルバイト賃金
報償費	事業の目的達成のために必要な講師謝金
旅費	事業の目的達成のために必要な研修旅費
需用費（消耗品費・食糧費・印刷製本費、燃料費）	事業に必要な事務用品、その他消耗品等で、短期間のうちにその効用が減耗する消耗機材及び短期間の使用で消費される物品で10万円未満のもの、事業実施のため必要なお茶等、パンフレット等の印刷製本費、車両のガソリン代等
役務費（通信運搬費）	事業の実施に必要な電話代、郵送、宅配便等の運搬用経費
保険料	事業の実施に必要な委託又は外注に要する保険料
業務委託料	事業の実施に必要な委託又は外注に要する経費
使用料・賃借料	事業の実施に要する会場、機材等の賃借料

原材料費	事業に必要な製品製造のために購入する原料、材料、部品等
備品購入費	事業に必要な備品（取得価格 10 万円を超える物品）
その他	事業実施のため市長が特に必要と認めたもの

#### 4 実施形式 公募型プロポーザルにより提案募集を行う

#### 5 スケジュール（予定）

公募開始	令和 5 年 6 月 19 日（月）
質問受付締切	令和 5 年 6 月 23 日（金）
質問に対する回答	令和 5 年 6 月 27 日（火）
企画提案書等の提出締切	令和 5 年 7 月 7 日（金）
プロポーザル審査委員会	令和 5 年 7 月 11 日（火）
審査結果通知	令和 5 年 7 月 14 日（金）

#### 6 参加資格

（1）本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。なお、参加資格についての審査基準日は、本プロポーザル手続きの開始を公告した日の前日とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。

（ア） 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

（イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類（発行が提出日の前3箇月以内のもの。）を提出し、確認を受けなければならない。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、提出書類を省略することができる。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

イ 個人にあつては、身分証明書

ウ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

エ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

(3) (1)、(2)に加え、交付要綱第3条（補助対象団体）の全ての要件を満たしていること。

(4) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

## 7 質疑・応答

(1) 提出方法 電子メールによる（様式は任意）。なお、電話での質問には応じない。

(2) 提出期限 令和5年6月23日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 野洲市健康福祉部高齢福祉課

(4) 回答方法 令和5年6月27日（火）より本市ホームページ上にて回答を公開する。

## 8 参加申込の手続き

(1) 提出書類 以下の書類を作成し提出のこと。

ア プロポーザル参加申込書（様式1）・・・1部

イ 企画提案書・・・正本1部（要押印）・副本7部（押印不要）とする。

企画提案書には業務の基本方針、業務スケジュール、業務体制（スタッフ数）を記載すること。

ウ 団体概要書・・・同上

様式は問わないが、団体の規模や活動内容等について記載のこと。

エ 参考見積書・・・1部（要押印、要封緘）

参考見積書は、任意の書式とするが消費税を含めた全体の金額を明記すること。また、金額及び企画提案に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

オ 地域貢献活動等実績書（様式2）・・・1部

※ 企画提案書等は全てA4縦判（A3の折込みも可）横書きで統一し、左2点綴じすること。

(2) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

(3) 提出期日 令和5年7月7日（金）午後5時まで

(4) 提出先 野洲市健康福祉部高齢福祉課

## 9 選考方法及び審査結果の通知

(1) 募集期間終了後、申請書類に基づき、審査員による審査を行う。

(2) 次に定める評価基準により総合的な評価を行い、採点結果が配点合計で最も高い1団体を採択団体として決定する。

(3) 審査結果について、申請者に書面で通知し、市ホームページに公表する。

### 【評価基準】

No.	審査項目	配点
1	高齢者の福祉向上に資する活動を主として活動している団体か	20
2	活動実績は良好か	20
3	団体の活動理念や目標、基本的な方向性は当該事業と一致しているか	20
4	経理等が適切に実施できる人員配置や責任者が明確になっているか	20
5	持続可能な将来展望があるか	20
合 計		100

## 10 留意事項

### (1) 提出資料の取扱い

ア 提出された書類は、全て返却しない。

イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書の提出は、1団体につき1案とする。

### (2) 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの運営団体候補事業者特定前において、決定に影響が出るおそれがある

る情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

参加届の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を野洲市健康福祉部高齢福祉課に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「2. 選定団体への補助内容」にある額を超過した場合

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

(8) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 その他

(1) 申請に関する一切の経費は、団体の負担とする。

(2) 申請された書類の返却は行わない。

12 問合せ等

〒520-2390 滋賀県野洲市辻町 433 番地 1

野洲市健康福祉部高齢福祉課 担当／丹沢

TEL : 077-588-2337(直通) FAX : 077-586-3668

E-mail : kourei@city.yasu.lg.jp